

喜多方市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

概 要 版



みんなで支え 未来の地域を築く
安心・快適なまち きたかた

令和2年3月

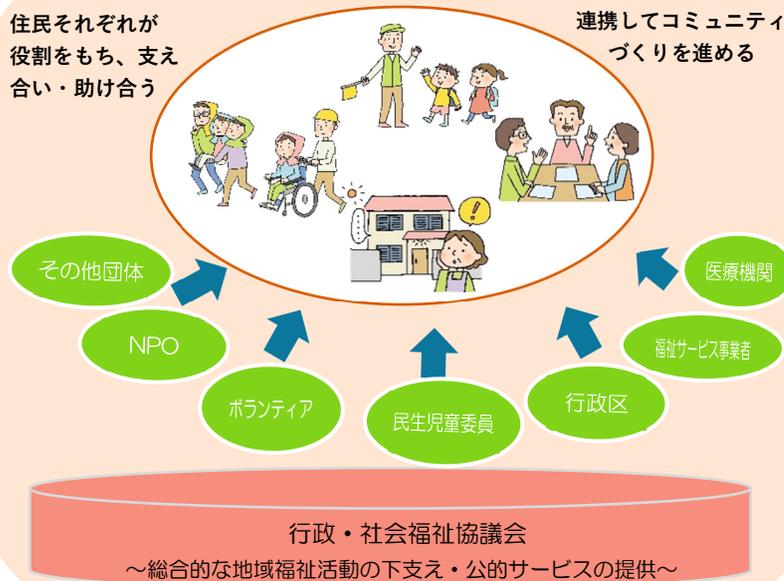
喜多方市・社会福祉法人 喜多方市社会福祉協議会

1 地域福祉とは？

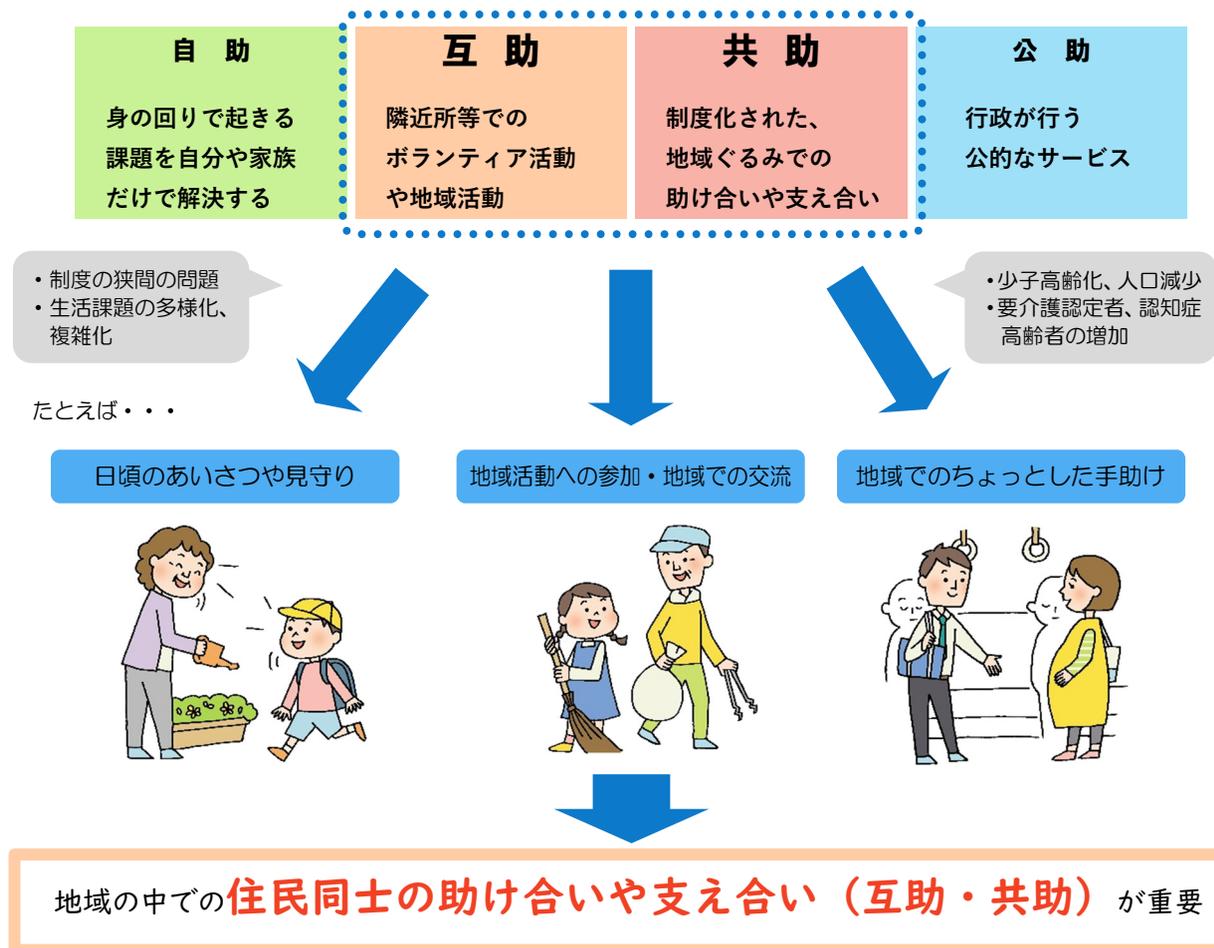
人口減少や少子高齢化の進行、家族形態の変化、地域社会の変容等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。

これらのニーズに対応し、「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、助け合い、支え合いの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」が『地域福祉』です。

地域福祉が浸透している地域イメージ



Point 地域福祉推進に向けて重要な視点

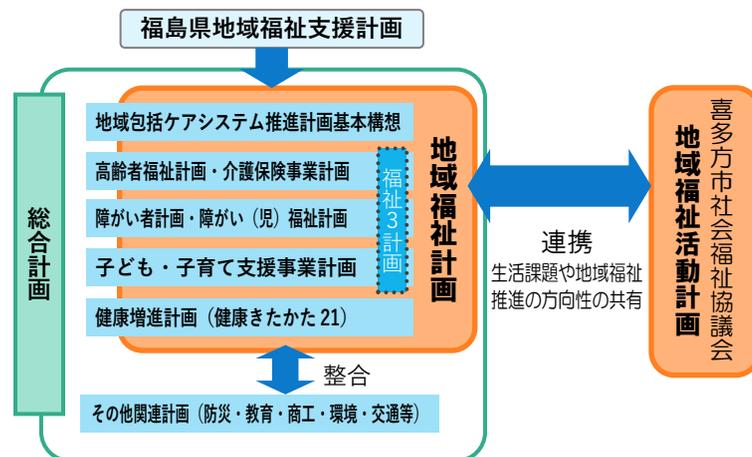


2 計画の位置付け

地域福祉計画は、市としての地域福祉の「理念」や「方向性」を定め、地域福祉活動計画は、地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画です。

また、市の総合計画や各種計画との整合を図るとともに、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、地域福祉の推進に取り組みます。

■総合計画等各種計画との関係図



3 計画の策定体制

各種調査

住民アンケート調査：福祉に対する考えや地域活動への参加状況等を調査しました。(回収率:50.5%)

関係団体アンケート調査：地域で活動されている団体や事業所の現状や、団体や事業所から見た地域について調査しました。(回収率:82.6%)

地区懇談会：市民の方の「生の声」をお聞きし、地域の課題や必要な支援を調査しました。(参加者:171人)

その他：統計資料の整理や市の各種計画との整合を図りました。

作業部会及び各種会議における各種調査のとりまとめ・計画素案の作成・検討

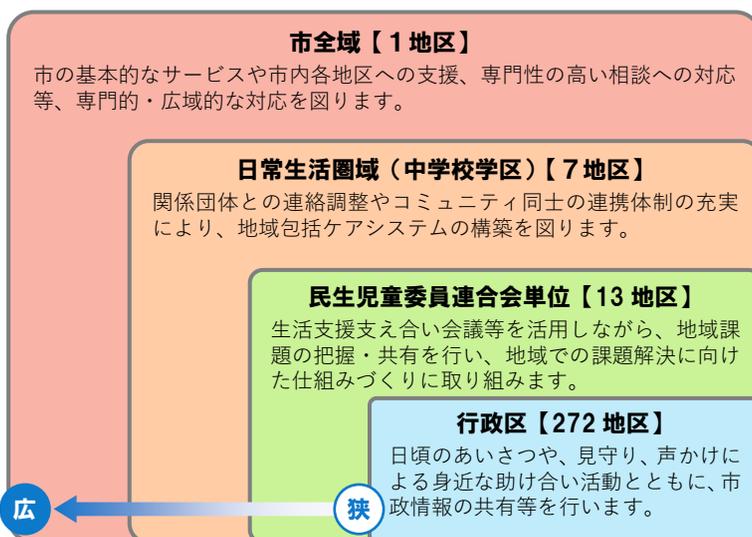
パブリックコメント等の実施

地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定

4 地域の範囲の考え方

地域福祉を推進していくため、4つの圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備し、支援を必要とする人を重層的に支えるまちづくりを目指します。

その中でも地理的条件・交通事情その他の社会的条件や福祉サービスの提供体制等を総合的に考慮し、「日常生活圏域(中学校学区)」である7地区を、基本となる「地域」として設定しています。



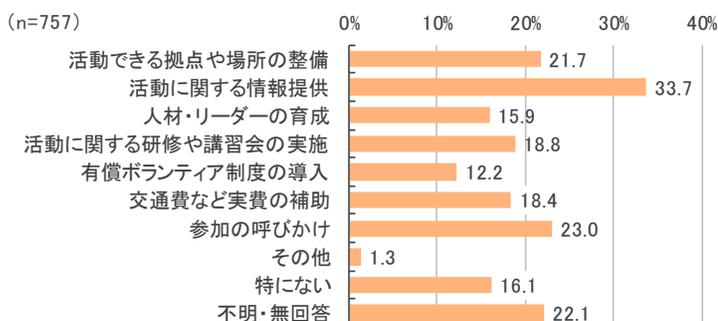
5 喜多方市の地域福祉を取り巻く現状と課題

地域福祉に関わる各分野の様々な課題の中でも、本市の地域福祉の推進にあたって、特に重点的に取り組むべき課題は以下の4点となります。

(1) 地域福祉を推進するため、地域で学び合う場が求められています。

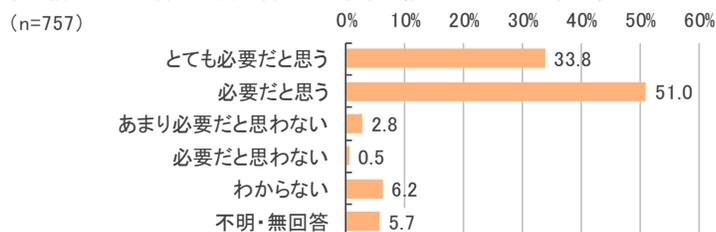
人口減少や少子高齢化等により、市民一人ひとりが役割を持ち、地域課題を『我が事』と捉え、地域全体で解決に向かって取り組むことが求められています。

■行政または社会福祉協議会に支援してほしいこと（住民アンケート調査）



(2) 地域活動の継続に向けて、担い手の育成が必要となっています。

■市民相互の助け合い・支え合いの必要性（住民アンケート調査）

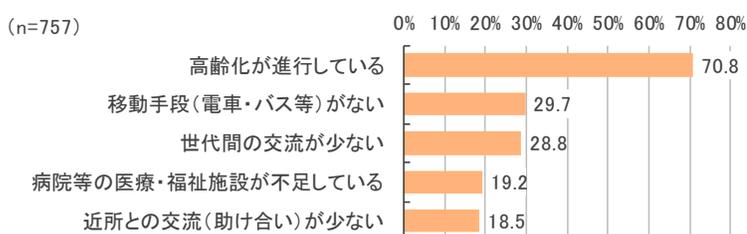


人口減少や高齢化に加え、若年層の地域活動への参加の少なさ等が課題となっている一方で、市民同士の助け合い・支え合いへの意識が高く、お祭り等の伝統行事や年代ごとの取り組みにより、地域の交流が図られています。

(3) 安全・安心な生活を維持するため、移動手段の確保が求められています。

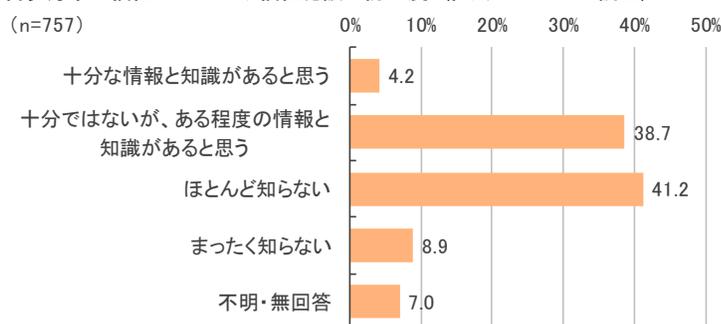
各種アンケート調査や地区懇談会において、移動手段に関する課題が多く挙げられており、安全・安心な日常生活の維持に直結する重要な課題となっています。

■住んでいる地域での問題や課題【上位5つ】（住民アンケート調査）



(4) 分野・組織の枠を超えた支援体制の構築が求められています。

■喜多方市の福祉サービスや福祉施設の認知度（住民アンケート調査）



1つの世帯もしくは個人で複数分野の課題を抱える等、生活課題が多様化・複雑化しています。

また、福祉サービスの認知度が低く、サービスに関する情報も入手しにくいとの意見が挙げられています。

6 地域の状況

喜多方一区

- ・朝のあいさつ運動での見守りや年代ごとのサークル活動等地域での交流が活発。
- ・地域課題の解決に向けた地域での話し合いの場や組織づくり、組織を先導するリーダーの育成が必要。

喜多方二区

- ・お祭りを通して、子どもも巻き込んだ世代間交流が行われている。
- ・地域課題の解決に向け、地域で話し合い、地域全体で解決していくための仕組みづくりが必要。

喜多方三区

- ・地域行事が多く、年代ごとの取り組みも行われており、また地域の集いに声をかけ合って出席している。
- ・地域全体での協力体制を継続していくための組織づくりや人材育成、地域課題の解決に向けた新たな取り組みが必要。

熱塩加納地区

- ・隣近所との付き合いや地域での自主的な助け合い・支え合いへの意識が高い。
- ・地域での助け合い・支え合いを推進していくための環境の整備が必要。

塩川地区

- ・雪やお祭り等地域の特徴を生かした身近な隣近所の付き合いがあり、地域での見守り活動への意識が高い。
- ・地域での支え合いの仕組みづくりや世代間交流が必要。

山都地区

- ・サロン活動や世代間交流が行われており、地縁意識も強く、地域での助け合い・支え合いへの意識が高い。
- ・集いの場や担い手不足が課題となっており、地域の地理的条件や資源に応じた取り組みが必要。

高郷地区

- ・元気な高齢者が多く、自主的な助け合い・支え合いへの意識も高い。
- ・高齢者も元気でいられる地域や除雪を生かした助け合いの仕組み等、これからの地域の姿を見据えた地域づくりが必要。

7 計画の方向性

基本理念 **みんなで支え 未来の地域を築く 安心・快適なまち きたかた**

基本目標1 地域をつなぐ **き**ずな（絆）づくり



地域福祉への意識の醸成 / 地域のつながりづくり / ボランティア活動の推進

基本目標2 地域を支える **た**いりよく（体力）づくり



地域力の向上 / 健康への意識向上 / 誰もが輝く生きがいづくり

基本目標3 安全・安心に暮らせる **か**んきょう（環境）づくり



安心して生活できる環境の整備 / 地域で取り組む防犯・防災 / 情報の発信と発信方法の充実

基本目標4 一人ひとりを守る **た**いせい（体制）づくり



多機関協働包括的支援体制の構築 / 総合相談体制の強化
一人ひとりに寄り添う支援の充実 / 福祉ニーズへの対応と権利擁護

8 計画で取り組むこと

基本目標 1

き 地域をつなぐきずな（絆）づくり

市民・地域の主な取り組み

- ◆ 積極的に研修会や各種講座に参加し、地域福祉への理解を深めましょう。
- ◆ 地域行事やサロン活動に隣近所で誘い合って、積極的に参加しましょう。
- ◆ 身近にできるボランティアから取り組みましょう。 等

行政の主な取り組み

- ◆ 地域福祉に関する講演会等の開催
- ◆ 地域課題の解決に向けた仕組みづくりや支援
- ◆ ボランティア団体の支援と情報発信 等

社会福祉協議会の主な取り組み

- ◆ 地域福祉への理解を深める講座等の開催
- ◆ 地域での支え合いの仕組みづくりの支援
- ◆ 福祉教育の実施やボランティアの養成 等

重点施策1 地域福祉への意識の醸成

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、普段から地域福祉への理解・関心を深めていくことが必要となります。

そのため、**地域福祉に関する知識について学ぶ場と、各種講座等での内容や地域の状況等について話し合いを行う場の充実**を図り、支えられる人も支える側として「自分が地域でできること」を考えることで、日常生活での生きがいづくりにつながります。



基本目標 2

た 地域を支えるたいりょく（体力）づくり

市民・地域の主な取り組み

- ◆ 子どもたちに地域の伝統文化や行事を伝承していきましょう。
- ◆ 地域で健康増進や食育について学ぶ場に参加しましょう。
- ◆ 生涯学習に関する研修会やスポーツイベントに参加し、心身ともに健康な体づくりを意識しましょう。 等

行政の主な取り組み

- ◆ 情報発信等による地域を担う人材の育成
- ◆ 市民の健康増進に取り組む団体・企業への支援
- ◆ 生涯学習の機会や講師等の情報提供 等

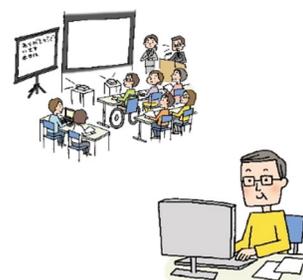
社会福祉協議会の主な取り組み

- ◆ 各地域の介護予防や日常生活への支援活動の推進
- ◆ 市民の健康保持・増進に向けた環境整備
- ◆ 生きがいづくりに取り組む団体の運営支援 等

重点施策2 地域力の向上

地域力を高めていくためには、地域に興味・関心を持ち、地域活動へ参加してもらうきっかけづくりとして、地域や公的サービス等に関する情報が必要となります。

そのため、地域活動を推進していく上で必要となる情報について様々な機会・媒体を用いて発信することで、地域への興味・関心を高めるとともに、**地域での助け合い・支え合いの中核となる人材を育成し、地域力の向上**を図ります。



基本目標3

か 安全・安心に暮らせるかんきょう（環境）づくり

市民・地域の主な取り組み

- ◇ バリアフリーやユニバーサルデザインへの理解を深めましょう。
- ◇ 普段から防災意識を持ち、もしもの場合に備えましょう。
- ◇ 地域で各自が集めた福祉に関する情報について、共有や意見交換が行える場を作りましょう。 等

行政の主な取り組み

- ◇ 公共交通機関の運営方法の検討
- ◇ 自主防災組織の運営支援
- ◇ 庁内での情報共有の強化 等

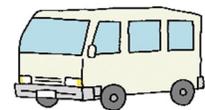
社会福祉協議会の主な取り組み

- ◇ 災害ボランティアセンターの設置
- ◇ 地域での見守り活動への支援
- ◇ 多様な媒体を活用した情報発信 等

重点施策3 安心して生活できる環境の整備

近年の人口減少や少子高齢化等の影響により公共交通の利用者数は減少しており、市民のニーズを捉えた公共交通機関の維持と効率化、利便性を向上することが課題となっています。

そのため、予約型乗合交通（デマンド交通）の見直し等、現在の公共交通の利便性向上の取り組みを進め、高齢者を含む市民の移動手段の確保を図りつつ、**公共交通を補完する輸送サービスのあり方**についても検討します。



基本目標4

た 一人ひとりを守るたいせい（体制）づくり

市民・地域の主な取り組み

- ◇ 地域で活動している団体や事業所による地域でのネットワークづくりに取り組みましょう。
- ◇ 悩みや不安があれば、一人で抱え込まず、身近な人や専門機関に相談しましょう。
- ◇ 複合的な課題等を抱えている家庭に気づいたら、行政や地域の民生児童委員に相談しましょう。
- ◇ お互いの存在を認め、尊重しましょう。 等

行政の主な取り組み

- ◇ 多職種間での情報共有と研修会の実施
- ◇ 包括的な相談体制の構築
- ◇ 支援を必要としている人の課題の把握と自立支援
- ◇ 権利擁護支援を促進する中核機関の整備 等

社会福祉協議会の主な取り組み

- ◇ 他の社会福祉法人と連携した地域貢献活動の推進
- ◇ 職員の資質向上と相談後の対応体制の強化
- ◇ 生活サポートセンターによる相談・就労支援
- ◇ 日常生活自立支援事業の充実 等

重点施策4 多機関協働包括的支援体制の構築

近年、生活課題の多様化・複雑化、それに伴う制度の狭間の問題等支援を必要とする方に十分な支援を行うため、組織構成の枠を超えた連携が求められています。

そのため、「**福祉総合相談員**」を配置し、各課・関係機関との連携・コーディネートを行います。この取り組みにより、多分野・多機関にわたる横断的な支援体制を構築し、複合的な課題を抱える家庭・個人に対して、包括的な支援を行います。



9 成年後見制度の利用促進

誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、認知症の方・精神障がい者・知的障がい者等の「権利擁護」や「意思決定支援」を行うため、成年後見制度の利用を促進することが必要です。また、制度を必要とする方が自分らしい生活を守るための制度として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築が求められています。

■喜多方市成年後見制度利用促進基本計画の工程表

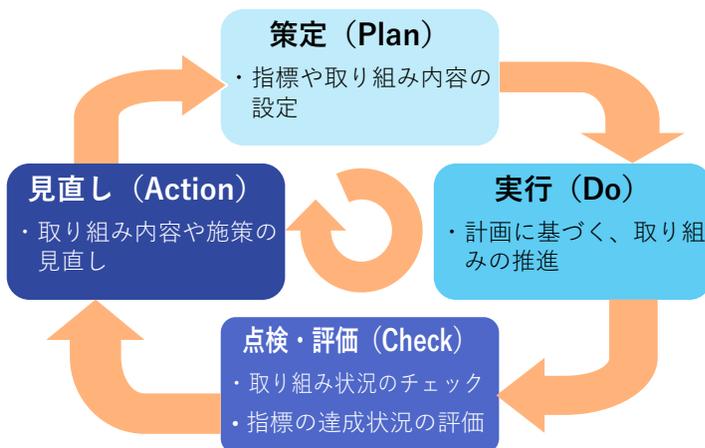
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を段階的に行う。	ネットワーク・中核機関に係る勉強会（令和元年度から開始）			中核機関の整備・運営方針		
①広報機能	関係機関の認識の共有化		パンフレット等の作成、研修会等の企画			
②相談機能	関係機関との連携により情報集約と見守り体制に係る整備・調整					
③成年後見制度利用促進機能	マッチング支援の整備・調整				法人後見人の育成・支援	
④後見人支援機能	ケースによっては必要時チームアプローチの調整			市民後見人の育成・支援と連動して調整		
⑤成年後見制度の利用に関する助成制度の拡充	要綱改正	申立や報酬に関する助成				

10 計画推進体制と評価

地域福祉の推進に向け、計画書や本概要版を用いて、市民への周知啓発に取り組むとともに、庁内の総合的かつ横断的な体制の整備と関係機関との連携強化に取り組めます。

また、計画の進捗管理にあたっては、PDCAサイクルを活用し、進捗状況を取りまとめ、計画の点検・評価を行い、今後の方向性について検討を行います。

■PDCA サイクル



喜多方市地域福祉計画・地域福祉活動計画【概要版】

発行 喜多方市・社会福祉法人 喜多方市社会福祉協議会（令和2年3月）

編集 喜多方市 保健福祉部 社会福祉課

社会福祉法人 喜多方市社会福祉協議会 地域福祉課

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244 番地 2

〒966-0043 福島県喜多方市字上江 3646 番地 1

電話 0241-24-5257 FAX 0241-24-5286

電話 0241-23-3231 FAX 0241-23-3296